

～建設業の事業主の皆様へ～

# 建設業法改正により、元請・下請を問わず求められる 社会保険・雇用保険加入について ご相談に応じます！

建設業法の改正により、建設業者にとって雇用保険・健康保険・厚生年金(以下「社会保険等」)の加入の有無は、経営事項審査の評点、建設業許可、下請事業者との契約等に今後影響を及ぼします。

## 【建設業法の改正内容】

① H24. 7 改正：社会保険等未加入による経営事項審査基準の減点措置が拡大される

未加入保険		改正後の減点数
社会保険	健康保険	▲ 57
	厚生年金	▲ 57
雇用保険		▲ 57
合 計		▲ 171

② H24. 11 改正：建設業許可（更新）申請時に社会保険等加入状況の確認を行うための書類の提出が必要になる

③ H24. 11 改正：特定建設業者（※）が作成する施工体制台帳の記載事項や下請業者が特定建設業者に通知すべき事項に、社会保険等の加入状況が追加される

※特定建設業者とは、建設工事の発注者から元請として直接請け負う1件の建設工事について、下請負代金の額が3千万円以上(建築工事業については4千5百万円以上)となる下請契約を締結して施工しようとする者

### ● 健康保険・厚生年金への加入は会社の義務です。

法人の場合は、役員や従業員が1人でもいれば社会保険に加入しなければなりません。

### ● こんな従業員(アルバイトやパートでも)は雇用保険に加入させなくてはなりません。

31日以上継続雇用&1週間の労働時間が20時間以上の従業員

### ● 社会保険等に加入すると、こんなメリットがあります！

- ・福利厚生につながるので、社員の定着率の増加や優秀な人材の確保に有利！
- ・ハローワークでの求人ができるようになり、採用の幅が広がる！
- ・各種助成金を活用できる！

・・・そこで、以下の事柄について、当事務所では無料でご相談に応じます・・・

★ 社会保険等の加入手続きってどうやるの？

★ 社会保険料っていくらぐらいになるの？

★ 社会保険等の制度の内容を知りたいんだけど・・・

★ 社会保険等に加入したあとは、どんな時にどんな手続きをやらなければならないの？ etc

.....

★ご相談は無料ですので、お気軽にお問合わせ下さい★

財団法人 埼玉県総合労働福祉協会

さいたま市浦和区東高砂町27-5 TEL:048-885-2816

(HP) <http://www.yoshiike-office.com>

.....